

# 第2次粕屋町地域福祉計画

## ・粕屋町地域福祉活動計画

(令和4年度～令和8年度)

### 概要版



令和4年3月

## 「地域福祉」とは

地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、だれもが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・町等がお互いに支え合い・助け合いながら課題解決に取り組む考え方です。



### 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」は、「ともに生きる地域社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。粕屋町における地域福祉を推進するため、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域の様々な福祉課題の解決に向けた取り組みを示します。

### 「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」は、住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条において地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

### 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行います。

## 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

### 自助

個人や家族による  
最も身近な支え合い・助け合い

### 互助

隣近所の友人・知人等、身近な人間関係の中での自発的な支え合い・助け合い

### 共助

町内会やNPO、ボランティア団体等の地域における組織的な支え合い・助け合い

### 公助

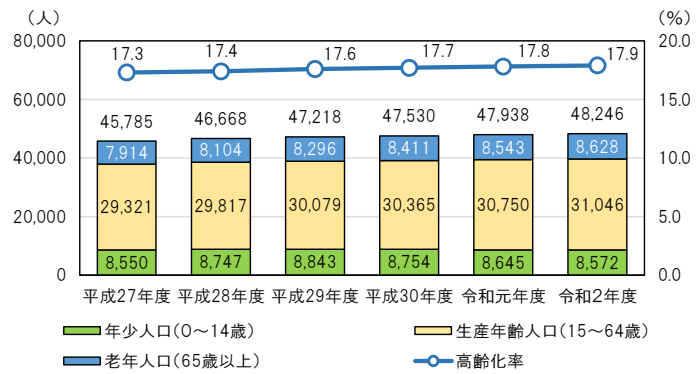
公的な制度として行政サービスの提供による支え合い・助け合い

# 粕屋町を取り巻く現状と課題

## ◇統計資料による現状

### 人口構成の状況

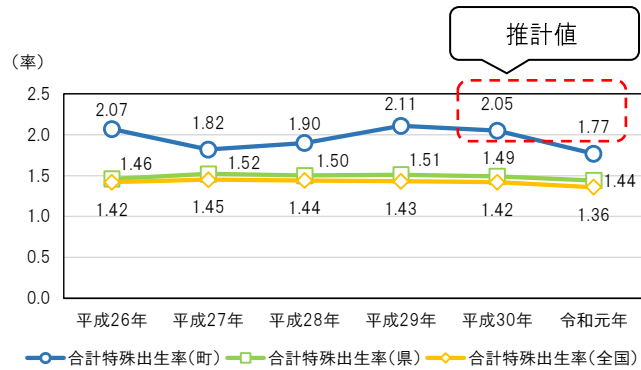
総人口は一貫して増加傾向にあり、令和2年度で48,246人となっています。年齢3区分別にみると、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口は年々増加している一方で、0～14歳の年少人口は平成29年度以降、減少しています。



資料：総合窓口課（各年度3月31日現在）

### 合計特殊出生率の状況

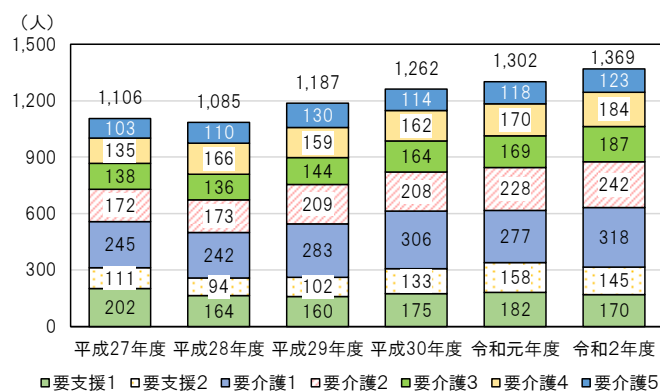
合計特殊出生率の推移をみると、平成26年以降、国・県を上回る数値で推移しており、令和元年で1.77となっています。



資料：人口動態統計（全国・県）（各年10月1日現在）  
粕屋町（各年10月1日現在）

### 要介護（支援）認定者数の状況

要介護（支援）認定者数の推移をみると、平成27年度から令和2年度にかけて、1,106人から1,369人へと263人増加しており、なかでも要介護1、要介護2の認定者が増加しています。



資料：介護福祉課（各年度3月31日現在）

## 基本理念

# 「みんなで支え合い、一人ひとりが大切にされる地域福祉 だれもが安心・安全に暮らせる地域社会をめざして」

今後も住民同士がお互いに尊重し合いながら、ともに支え合い、助け合う関係を構築し、一人ひとりが安心して、笑顔で暮らせるまちの実現をめざします。

## 基本目標

基本目標

### 1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

だれもが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域をめざします。そのために、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みづくりをすすめます。



基本目標

### 2 安心で安全な暮らしを支える基盤づくり

だれもが安心して安全に暮らせる地域をめざします。そのために、福祉サービスや生活環境の充実を図るとともに、防災や権利擁護の観点から、住民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしていける基盤づくりをすすめます。



基本目標

### 3 みんなが気軽に参加できる環境づくり

だれもが地域福祉活動に参加できる地域をめざします。そのために、福祉に関する学びの機会を提供し、地域福祉活動への参加と協力を促すとともに、住民同士の交流の場を充実させ、社会とつながるための環境づくりをすすめます。



## 取り組みの体系

基本目標	取り組みの柱	取り組み
1 福祉サービスを 利用しやすい 仕組みづくり	1 情報提供の充実	(1) 福祉サービス情報をわかりやすく伝える
		(2) 情報の交換や共有をすすめる
	2 相談支援の充実	(1) 相談機能を強化する
		(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる
2 安心して安全な暮らしを 支える基盤づくり	1 福祉・生活環境の充実	(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る
		(2) 生活環境を整備する
	2 いのちを守る支援の充実	(1) 権利を守るための支援をすすめる
		(2) 虐待防止のための支援を強化する
(3) 災害時の避難に備える		
3 みんなが気軽に 参加できる環境づくり	1 身近な地域での支え合いの充実	(1) 福祉について学ぶ機会の充実を図る
		(2) 隣近所や地域でのつながりづくりを促進する
	2 地域での参加機会の充実	(1) 地域を支える担い手を育成する
		(2) ボランティア活動の活性化を図る

# 取り組みと役割分担

基本目標

## 1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

### 1 情報提供の充実

町が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>● 「広報かすや」やホームページ、SNS等で、福祉に関する情報の充実と、わかりやすい情報発信に努めます。</li><li>● 行政区（自治会）や民生委員・児童委員等と、支援が必要な人たちの情報や地域課題について、情報共有を図ります。 など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 社協の役割や活動内容について周知します。</li><li>● 福祉サービス事業所、民生委員・児童委員や福祉委員、ボランティア団体等と情報交換をしながら、地域での福祉課題等について情報を共有します。 など</li></ul>

#### 住民や地域に期待する役割

- 広報紙や回覧板、ホームページやSNS等を活用し、福祉サービスに関する知識を積極的に身につけます。
- 福祉サービスに関する講演会や研修会等への参加を心がけます。
- 周囲に支援を必要とする人がいた場合、民生委員・児童委員や町等と情報を共有します。 など

### 2 相談支援の充実

町が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>● 各種相談窓口や関係機関等とのネットワークを活用して情報共有を図り、適切な支援につなげます。</li><li>● かすやこども館や地域活動支援センター等の地域における身近な相談支援の場の周知を図ります。 など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 総合相談の窓口の利用促進に向け、窓口の周知をすすめます。</li><li>● 関係機関や町との情報共有や連携を行い、総合相談窓口の機能充実を図ります。</li><li>● 相談方法を工夫し、だれもが気軽に行ける雰囲気と相談しやすい体制を整えます。 など</li></ul>

#### 住民や地域に期待する役割

- 広報やホームページ等を利用して、各種相談窓口に関する知識を身につけます。
- 家族や親戚、隣近所とのつきあいを大切にします。
- 困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、積極的に関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。 など

## 2 安心して安全な暮らしを支える基盤づくり

### 1 福祉・生活環境の充実

町が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民ニーズに的確に対応するため、近隣市町との連携を深めながら、福祉サービスの充実に努めます。</li> <li>● ふれあいバス（町内巡回バス）等の公共交通の運用にあたっては、利用者の利便性を高めるため、住民の声を反映し、改善を図るとともに、新たな地域公共交通への転換についても検討します。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、信頼のできる質の高い居宅介護支援事業及び発達障がい児や医療的ケア児に対応した放課後等デイサービス等の運営をすすめます。</li> <li>● 外出や移動を支援する取り組みをすすめます。</li> <li>● ふれあいバスを安全に運行します。 など</li> </ul>

#### 住民や地域に期待する役割

- 福祉サービスを利用する際、分からないことは問い合わせ、理解した上で利用します。
- 外出や移動が困難な場合は、積極的にふれあいバスやシャトルバスを活用します。 など

### 2 いのちを守る支援の充実

町が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、わかりやすく周知・啓発するとともに、必要な人への適切な対応を行います。</li> <li>● 地域からの虐待に関する通報に対し、迅速に対応できる体制づくりとともに、関係機関との連携強化に努めます。</li> <li>● 避難場所や避難経路等について周知します。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいや生活困窮等、多様な課題を抱える人たちを支援するにあたり、当事者の人権が守られるよう、きめ細かな配慮を行います。</li> <li>● 高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待問題について、広報誌等を活用した情報提供の充実を図ります。</li> <li>● 「社協だより」等で防災・減災の啓発を定期的に行います。 など</li> </ul>

#### 住民や地域に期待する役割

- 成年後見制度について理解し、必要に応じて活用します。
- 身近な人権問題について積極的に学び、理解を深めます。
- 子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待問題についての理解を深めます。
- 日頃から防災情報に注意を払い、防災用品、避難経路、避難場所等を確認しておきます。
- 防災や減災のための学習会や防災訓練に参加し、防災意識を高めます。 など

## 3 みんなが気軽に参加できる環境づくり

### 1 身近な地域での支え合いの充実

#### 町が取り組むこと

- 人権や福祉をテーマとした講演会や講座等を開催します。
- ゆうゆうサロン等、地域での交流の場づくりの活動を支援します。 など

#### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 発達障がいに関する子育て不安の解消等をテーマとした学習会等を開催します。
- 高齢者もしくは障がいのある人同士がともに語り合い、交流を深めることができる機会をつくり、充実を図ります。 など

#### 住民や地域に期待する役割

- 人権や福祉についての学習会や講演会等に参加し、理解を深めます。
- 学習会や講演会で得た知識を活用し、地域での支え合い活動に参加します。
- 自分や家族が興味・関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、参加するよう心がけます。 など

### 2 地域での参加機会の充実

#### 町が取り組むこと

- 地域活動の参加に向けた学習会や研修等の充実を図ります。
- まちづくり活動支援室の利便性向上のため、さらなる機能充実を図ります。
- ボランティア活動の担い手育成のための支援を行います。 など

#### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 広報誌等で隣近所の大切さを啓発します。
- ボランティア活動に関する周知・啓発・活動支援を行います。
- 町内で活動するボランティア団体との連携・交流・情報交換をすすめ、より充実した活動が行えるよう支援します。 など

#### 住民や地域に期待する役割

- 行政区（自治会）やシニアクラブ、婦人会、子ども会等の活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。
- 地域の行事に積極的に参加するよう心がけます。
- ボランティア活動やボランティア養成講座に積極的に参加します。 など

第2次粕屋町地域福祉計画・粕屋町地域福祉活動計画(概要版) 令和4年3月

編集・発行：粕屋町役場 介護福祉課

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁1丁目1番1号 TEL：092-938-0229 FAX：092-938-9522

社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会

〒811-2317 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東6丁目5番10号福祉センター内

TEL：092-938-6844 FAX：092-938-6886